

平成25年度 部局長マネジメント方針

たむら あつし
子どもすこやか部長 田村 敦司



仕事に対する基本姿勢

少子・高齢社会にあわせて核家族化が進む地域の中で、子どもを取り巻く生活環境は大きく変わってきています。

子どもは、家庭と地域社会と保育所（幼稚園・学校の場合も）という三つの主体によって育っていくと言われていています。ところがその三つの主体のネットワーク機能が近年低下し、そのことが親の子育て能力の低下に少なからず影響しています。

たとえばアニメ「サザエさん」では良く見かける風景ですが、昔は家にちょっとした縁側がありそこが地域のコミュニケーションの場であり、また地域の「世話好き」がご近所で子どもが生まれれば、ちょっとした子育てアドバイスなど「世話」をやいたりして、地域で子どもの育ちや子育てを支えてきました。時代の流れの中で核家族化が進み、縁側もアルミサッシに様変わりし、地域に当たり前のよう存在していた「世話」が、地域から薄れてきています。

私は、子どもたちを安心して生み育てられるまち、子どもたちが安全で元気にすこやかに育つまちをめざし、少子化から増子化に転換できるまちづくりを進めたいと考えています。

核家族化が進む中、地域で子育てを支える仕組みがうまく機能しづらくなっている今日、子どもを産み、育てることへの不安感を少しでも取り除くことが重要だと思えます。そのためには家庭や地域への出前訪問活動や育児・子育て相談機能の充実、また一時預かりなど子育て支援事業がこれまで以上に求められていると思っています。

国においても少子化傾向にブレーキをかけるべく、「子ども・子育て支援法」や「認定こども園法の一部改正法」および「関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。これらの法整備により、親の働く状況の違いに関わらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられること、家庭や地域での子育て力低下に対する支援策を強化すること、待機児童の解消を図ること、などを平成27年度から本格施行をめざし、各自治体で準備が進められます。

こうした国の動きを踏まえながら、私は、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みづくりをめざし、下記の項目を重点課題として、各部局と連携し保育・子育て支援行政の推進に努めてまいります。

1 「縦割り行政」ではなく、市民から利用しやすい幼稚園・保育所など子育て支援の新しい仕組みづくりへ

子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを平成27年度から本格施行します。この仕組みの大きな考え方は、発達に遅れのある子も、経済的に恵まれない子も、どの子どもにとっても、質の高い学校教育・保育を満3歳の子どもたちから全ての子どもたちに提供しようとするものです。幼児期からの幼児教育・保育の公共投資が、国の経済成長にとって有効であることが明らかになっており、すでに欧米先進国では趨勢となっています。

また新しい仕組みでは、保育の量的拡大を図り、0歳から2歳をはじめとする待機児童解消につなげます。そして一時預かりや育児・子育て相談、夜間・休日保育、病児・病後児保育などの子育て支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる支援を受けられるようにしていきます。

子どもが安心・安全に生まれ、育つまちづくりをめざす市長の指示を受け、私は、庁内組織の座長として、これまでの幼稚園は教育委員会、保育所・園は子どもすこやか部といった「縦割り行政」をなくし、市民から相談しやすく利用しやすい子ども・子育て支援にかかる仕組みづくりを進めます。

平成27年度本格施行に向け、今年度は、これから出産を予定されている方や育児・子育て中の方や子育て関連の事業所や地域、支援者の方々にニーズ調査などを実施し、また子どもの保護者や事業主を代表する方、子ども・子育て支援に関する事業に従事されている方及び子ども・子育て支援に関する学識経験者等からなる子ども・子育て会議を設置し、地域の子ども及び子育て家庭の実情を把握し、広く意見を聞き、子ども・子育て支援事業計画に反映していきます。

2 (仮称)楠根子育て支援センターの設置やつどいの広場事業等の拡充

これまで公立の幼稚園や保育所がなかったE地域の楠根リージョンセンターに(仮称)楠根子育て支援センターを平成26年1月開設予定で準備を進めます。

在宅での子育てに悩みや不安を抱える家庭に対して、乳幼児の親子が気軽につどい、交流し、子育ての悩みを相談でき、子育ての様々な情報が得られる場所としてつどいの広場など子育て支援を充実します。

平成24年度末で市内には4箇所の子育て支援センターと15箇所のつどいの広場があり、自由来館されている数は年間延べ人数で10万人を超えています。今年度子育て支援センターを1箇所、つどいの広場を1箇所開設し、在宅での子育て支援を充実します。

障害児に対する療育支援として放課後等デイサービス事業をはじめ児童発達支援事業の拡充を行います。

3 児童虐待防止に向けた取り組みの強化

本市では平成12年度から児童虐待から児童を守るため東大阪市児童虐待防止連絡会という地域のネットワーク会議を設置していましたが、平成16年度に児童福祉法が改正され、平成17年度から虐待を受けている児童を早期に発見し、適切な支援を行うために、児童にかかわる関係機関による要保護児童対策地域協議会という組織を設置しています。要保護児童対策地域協議会には、大阪府子ども家庭センター、福祉事務所家庭児童相談室、警察、保健センター、療育センター、保育所・園、幼稚園、学校、教育委員会、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関などの関係機関が参画しています。今後さらに各関係機関の連携を強化し、子ども見守り課を中心に情報の共有化と適切な判断及び対応ができる仕組みをつくります。

地域での孤立化や子育てにおける家族からの孤立化などが進む中、虐待予防に向けた相談業務など取り組みは今以上に重要となっています。児童虐待防止に向け、福祉事務所に配置している家庭児童相談員をはじめ養育・療育に悩む保護者への支援を強化します。